

令和7年度奈良県喀痰吸引等研修（第三号研修）実施要項

1 研修の目的

社会福祉士及び介護福祉士法に基づき、喀痰吸引等を行うことができる介護職員等を養成することを目的とし、同法施行規則別表第三第一号の基本研修及び同表第二号の实地研修を実施します。

2 主催者

奈良県（委託先：公益財団法人介護労働安定センター奈良支部）

3 研修日程、募集定員、申込期間等

(1) 基本研修

ア 第1回【定員40名】

申込期間：令和7年6月30日（月）～令和7年7月18日（金）※必着

日程	科目	対象者	日程	会場
1日目	講義	全員	令和7年8月20日（水） 研修開始 9:50(受付開始9:30) 終了予定 16:30	奈良県産業会館 会議室A （大和高田市幸町2-33 3階）
2日目	講義	全員	令和7年8月27日（水） 研修開始 9:55(受付開始9:30) 終了予定 14:30 ※再試験の場合は、14:30以降に実施	奈良県産業会館 会議室A （大和高田市幸町2-33 3階）
	筆記試験			
3日目	演習	Aグループ	令和7年9月5日（金） 研修開始 9:45(受付開始9:30) 終了予定 11:20	県営福祉パーク 介護研修室 （磯城郡田原本町大字多722 1階） ※演習は、午前（Aグループ）・午後（Bグループ）に分けて実施します。
		Bグループ	令和7年9月5日（金） 研修開始 11:45(受付開始11:35) 終了予定 13:20	

イ 第2回【定員40名】

申込期間：令和7年9月22日（月）～令和7年10月10日（金）※必着

日程	科目	対象者	日程	会場
1 日目	講義	全員	令和7 年 11 月 12 日（水） 研修開始 9:50(受付開始9:30) 終了予定 16:30	介護労働安定センター奈良支部 講習室 （奈良市大宮町 4 丁目 266-1 三和大宮ビル 2 階） ※演習は、午前（Aグループ）・ 午後（Bグループ）に分けて 実施します。
2 日目	講義	全員	令和7 年 11 月 27 日（木） 研修開始 9:55(受付開始9:30) 終了予定 14:30 ※再試験の場合は、14：30 以降に 実施	
	筆記試験			
3 日目	演習	Aグループ	令和7 年 12 月 3 日（水） 研修開始 9:45(受付開始9:30) 終了予定 11:20	
		Bグループ	令和7 年 12 月 3 日（水） 研修開始 11:45(受付開始11:35) 終了予定 13:20	

ウ 第3回【定員40名】

申込期間：令和7年12月8日（月）～ 令和7年12月26日（金）※必着

日程	科目	対象者	日程	会場
1日目	講義	全員	令和8年1月27日（火） 研修開始 9:50(受付開始9:30) 終了予定 16:30	介護労働安定センター奈良支部 講習室 (奈良市大宮町4丁目266-1 三和大宮ビル2階)
2日目	講義	全員	令和8年2月3日（火） 研修開始 9:55(受付開始9:30) 終了予定 14:30 ※再試験の場合は、14:30以降に実施	
	筆記試験			
3日目	演習	Aグループ	令和8年2月12日（木） 研修開始 9:45(受付開始9:30) 終了予定 11:20	※演習は、午前（Aグループ）・午後（Bグループ）に分けて実施します。
		Bグループ	令和8年2月12日（木） 研修開始 11:45(受付開始11:35) 終了予定 13:20	

※応募者数が定員を上回る場合は受講いただけない場合があります。

※本研修で使用するテキストは、下記からダウンロードし研修当日までに各自準備してください。

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社ホームページ

URL： https://www.murc.jp/houkatsu_07/#houkatsu_html#houkatsu_07-01

（「指導者マニュアル」も同一ページに掲載されていますが、「研修テキスト」のほうをダウンロードしてください。）

※スマートフォンを使用してのテキスト閲覧は不可とします。また、会場内の電源は使用できませんのでご注意ください。

※講義を会場で受講する場合は、定員に限りがありますので、ご希望に沿えない場合があります。

（2）実地研修

申込期間：随時受付

研修の受講者の所属事業所において、喀痰吸引等を行う利用者及び指導看護師等と調整を行った上で、実地研修実施計画報告書（別紙様式2）を作成し、その内容に基づいて実施してください。

※実地研修は、利用者ごとにそれぞれの行為について実施する必要があります。

【例：利用者Aさんに対して、口腔内の吸引の実施を希望する場合】

- ・Aさんに対する口腔内の吸引を行うことに特化した実地研修を行うため、実施研修を修了した場合も、Aさん以外の利用者に対しては口腔内の吸引を実施できません。
- ・同じ口腔内の吸引であっても、別の利用者に行う場合は、新たにその利用者に対して実地研修を行う必要があります。（別途受講申込が必要です。）

【実地研修実施の手順】

①指導看護師等の確保

- ・実地研修の指導・評価に当たる指導看護師等を確保してください。
- ・指導看護師等になるには所定の自己学習（本募集要項4(3)イ①参照）を終えていることが必要です。
- ・指導看護師等就任届出書（別紙様式3）により届出のあった指導看護師等は本研修の講師として位置付け、実地研修の指導・評価に対して所定の謝金をお支払いします。

②日程の調整

利用者及び指導看護師等と調整の上、決定してください。

③必要書類の提出

本募集要項6(2)に記載の必要書類を提出してください。

4 研修対象者

(1) 基本研修及び実地研修の研修対象者

- ア 本研修を未受講で、初めて喀痰吸引等の行為を行う予定の介護職員等
イ 本研修を未受講の経過措置適用者で、同一類型に属さない行為(経過措置適用外の類型の行為)を行う予定の介護職員等
(例：口腔内吸引→胃ろうを追加、経鼻経管栄養→口腔内吸引を追加等)

(2) 実地研修のみの研修対象者

- ア 本研修を受講済で、利用者又は行為の追加を行う予定の介護職員等
イ 本研修を未受講の経過措置適用者で、利用者の追加を行う介護職員等
ウ 本研修を未受講の経過措置適用者で、同一類型に属する異なる行為を追加で行う予定の介護職員等
(例：口腔内吸引→鼻腔内吸引を追加、経鼻経管栄養→胃ろうを追加等)

(3) 受講要件

以下のア、イ、ウのいずれの要件も満たす者を受講対象者とします。要件を満たしていることが確認できない場合、受講はできませんのでご注意ください。

- ア 在宅の利用者(ALS等の重度障害者、療養患者等)に対する喀痰吸引等を実施する予定が現にある訪問介護事業所又は居宅介護事業所の介護職員等、特定の対象者に対して喀痰吸引等を実施する予定が現にある特別支援学校の教員又は保育士等であること。
- イ 実地研修の実施に当たり、以下の①～③の要件を整えていること。
- ① 平成23年度に厚生労働省が実施した「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための指導者養成事業(特定の者対象)」又は平成24年度以降奈良県が実施する「喀痰吸引等指導者養成事業(特定の者対象)」の自己学習を終えた指導看護師等を確保していること。(又は確保の見込みがあること。)
 - ② 医師及び看護職員との連携及び役割分担による的確な医学管理及び安全管理体制が確保できていること。
 - ③ ②の管理体制の下、実地研修における以下の規程整備がなされていること。
 - ・ 書面による医師の指示
 - ・ 利用者(利用者本人からの同意を得るのが困難な場合にはその家族等)の書面による同意承認
 - ・ 事故発生時の対応(関係者への報告、利用者家族への連絡など適切かつ必要な緊急措置、事故状況等について記録及び保存等を含む。)
 - ・ 利用者又はその家族等の秘密の保持
 - ・ 利用者ごとの個別具体的な計画の作成
 - ・ 利用者ごとの喀痰吸引等についての技術の手順書の作成
- ※③については、参考様式を奈良県地域包括支援課のホームページに掲載しています。(本募集要項6(3)参照)
- ウ 実地研修における事故についての損害賠償保険に加入していること。
※既に事業所が加入している保険で、実地研修における事故が保障されるものであれば新たに加入する必要はありません。(保証内容については各事業所から保険会社へご確認ください。)

5 研修内容

- (1) 介護職員等が行うことが許容される下記の医行為の範囲で、利用者に必要な行為について研修を実施します。

(※基本研修においては、下記すべての行為について研修を実施します。)

ケアの種類	医 行 為 の 範 囲		
喀痰吸引	口腔内	鼻腔内	気管内カニューレ内部
経管栄養	胃ろう又は腸ろう		経鼻

※ 胃ろう、腸ろうの状態確認、経鼻経管栄養のチューブ挿入状態の確認については、介護職員等を指導する保健師、助産師、看護師が行います。

※ 介護職員等が永久気管孔の喀痰吸引をすることはできません。

(2) 研修課程

基本研修(講義・演習)の内容及びカリキュラム

【講義】

科 目	中項目	時間割
重度障害児・者等の地域生活等に関する講義	・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律と関係法規 ・利用可能な制度 ・重度障害児・者等の地域生活 等	2
喀痰吸引等を必要とする重度障害児・者等の障害及び支援に関する講義	・呼吸について ・呼吸異常時の症状、緊急時対応 ・人工呼吸器について ・人工呼吸器に係る緊急時対応 ・喀痰吸引概説 ・口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部の吸引 ・喀痰吸引のリスク、中止要件、緊急時対応 ・喀痰吸引の手順、留意点 等	3
緊急時の対応及び危険防止に関する講義	・健康状態の把握 ・食と排泄(消化)について ・経管栄養概説 ・胃ろう(腸ろう)と経鼻経管栄養 ・経管栄養のリスク、中止要件、緊急時対応 ・経管栄養の手順、留意点 等	3

【筆記試験・演習】

科 目	中項目	時間割
筆記試験	・ 出題形式 客観式問題（四肢択一） ・ 出題数 20問 ・ 試験時間 30分	0.5
喀痰吸引等に関する演習	・ 喀痰吸引（口腔内） ・ 喀痰吸引（鼻腔内） ・ 喀痰吸引（気管カニューレ内部） ・ 経管栄養（胃ろう・腸ろう） ・ 経管栄養（経鼻）	1.5

実地研修の内容

口腔内の喀痰吸引	指導看護師等による評価(所定の判断基準)において、受講者が習得すべき知識及び技能を習得したと認められるまで実施。
鼻腔内の喀痰吸引	
気管カニューレ内部の喀痰吸引	
胃ろう又は腸ろうによる経管栄養	
経鼻経管栄養	

※ 実地研修の実施は、基本研修を修了した介護職員等が対象となります。

6 申込方法・必要書類

(1) 申込方法

研修受講要件を確認したうえ所定の申込書に必要事項を記載し、事業所が申込書を取りまとめて下記の宛先まで特定記録郵便にて送付してください。

【宛先】

〒630-8501 奈良市登大路町 30 番地
奈良県 福祉保険部 地域包括支援課 福祉人材確保・育成係

封筒の表に「第三号研修受講申込書」と朱書きしてください。

(2) 必要書類

ア 基本研修及び実地研修の受講希望者

- ①受講申込書(別紙様式 1)
 - ②指導看護師就任届出書(別紙様式 3)
 - ③損害賠償保険の証書のコピー
 - ④A4 サイズが入る返信用封筒(角形 2 号とし 140 円分の切手を貼付のうえ、受講決定通知書の送付先(申込書に記載の事業所の住所)を記載すること。受講申込者 1 名につき 1 通必要。)
 - ⑤実地研修実施計画報告書(別紙様式 2)
- ※受講申込時に⑤の作成が間に合わない場合は、作成が出来次第速やかに提出してください。**

イ 実地研修のみの受講希望者

- ①受講申込書(別紙様式 1)
- ②指導看護師就任届出書(別紙様式 3)
- ③実地研修実施計画報告書(別紙様式 2)
- ④損害賠償保険の証書のコピー

(3) その他

- ・申込みは、受講者が所属する事業所等の管理者が行ってください。
- ・様式については、下記の奈良県地域包括支援課のホームページからダウンロードしてください。
奈良県地域包括支援課トップページ>介護職員等による喀痰吸引等(特定の者対象)の実施について>喀痰吸引等研修(第三号研修)の実施について
URL : <http://www.pref.nara.jp/item/160091.htm#itemid160091>

7 受講者の決定

(1) 受講者の決定

ア 基本研修及び実地研修の受講希望者

申込期間内に当課に到着したものについて、申込書に記載の優先順位、事業所の人員体制、利用者への喀痰吸引等行為実施時期等を勘案して受講者を決定します。受講決定通知書は、申込書に記載の事業所あてに送付します。

※応募者数が定員を上回る場合は受講いただけないことがありますので、予めご了承ください。

イ 実地研修のみの受講希望者

受講申込書の到着をもって受講決定とします(受講決定通知書は発行しません)。

(2) その他

受講決定は、受講申込書の記載内容に基づき、対象とする利用者及び喀痰吸引等の行為を限定して行います。受講申込書に記載の無い利用者又は喀痰吸引等の行為については、実地研修を実施することはできません。なお、受講決定後は決定した内容についていかなる場合も変更は認めませんのでご注意ください。

8 研修の修了

- (1) 基本研修の講義部分について知識が修得されていることが筆記試験により確認されるとともに、演習及び実地研修において評価基準を満たし、かつ実地研修修了後に「実地研修修了報告書」「実地研修実施要件確認シート」「評価票」を提出することが修了の要件となります。実地研修修了後に提出する各様式については、本募集要項 6 (3) に記載の奈良県地域包括支援課のホームページからダウンロードしてください。
- (2) 上記(1)の要件を満たし、提出された内容について問題ないと県が認めた場合は、受講者に対し修了証を交付します(認定特定行為業務従事者認定証の交付申請にあたっての必要書類となります)。
- (3) 以下に該当する場合は、研修の修了を認めませんのでご注意ください。
 - ・基本研修の各講義において、欠席又は遅刻、早退等により研修の一部又は全部を受講しなかった場合
 - ・居眠り、その他受講態度が不適切であると主催者が判断した場合

- ・ 基本研修受講より前に実地研修を行った場合
- ・ 受講決定した内容（受講申込書に記載の内容）と異なる利用者又は喀痰吸引等の行為について実地研修を実施した場合
- ・ 上記のほか、修了を認めるべきでないと県が判断した場合

9 受講料

無料

※受講申込みに係る郵送代、研修会場までの交通費や昼食代は受講者側でご負担ください。

10 中止変更および感染症等にかかる留意事項

- （１）自然災害等により研修を中止することとなった場合は、当日の午前８時までに奈良県地域包括支援課のホームページにおいて中止する旨を掲載します。また、感染症等の蔓延状況により研修を延期・中止・一部オンラインに変更する場合があります。
- （２）研修当日は自宅で検温を行ったうえで、参加ください。
※37.5℃以上の場合は研修参加を自粛するとともに、その旨を事務局まで連絡下さい。
- （３）研修当日はマスクの持参・着用についてご協力をお願いするとともに、こまめに手洗いや会場内用意の除菌液を使用し、新型コロナウイルスの感染症等拡大の防止に協力ください。
※演習については研修内容を踏まえ、マスクの着用を必須とします。
- （４）研修受講中に、風邪等の症状や倦怠感を感じた場合は、直ちに事務局へ報告してください。状況によっては、ご帰宅の依頼をすることがありますので予めご了承ください。
- （５）会場内の窓やドアを開け、可能な限り換気を行いながら研修を実施します。暑さ、寒さに対応できる服装でお越しください。
- （６）その他不明な点がございましたら、お問い合わせください。

11 問い合わせ先

奈良県福祉保険部 地域包括支援課 福祉人材確保・育成係

TEL：０７４２－２７－８０３９

FAX：０７４２－２６－１０１５